

【貿易実務検定® A級対策問題集 第2版〈第1刷〉】

次の訂正箇所がございます。大変申し訳ありませんがページ差し替え、ご訂正ください。
ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。

ページ	該当箇所	誤	正
110	問題 3 本文文末	文末に追加	下記赤字参照
201	問題 1-6 下から 2 行目	1.	(削除)

ページ 110

問題

輸入者が信用状発行銀行に外貨建約束手形と（ ① ）を差し入れて、貨物を（ ② ）として差入れ、甲号 T/R により船積書類を借り受け、銀行の代理人として国内の販売先（輸入者から輸入貨物を購入する者）に貨物を売却し貨物代金を回収した後は、輸入者がユーザンス期日前に破産しても、国内の販売先は、民法第 192 条「動産物件の即時取得」により（ ③ ）として貨物の（ ④ ）を取得しているので、銀行の譲渡担保権に（ ⑤ ）。

ただし、国内の販売先が輸入者に貨物代金の未払いの場合に、銀行が譲渡担保権に基づく物上代位権を行使して、国内の販売先の売買代金債権を差し押さえた場合には、国内の販売先は銀行の譲渡担保権に基づく物上代位権の行使による差押さえに（ ⑥ ）。
従って国内の販売先は（ ⑦ ）でなく（ ⑧ ）に貨物代金を支払うことになる。